

入札参加者の皆様へ

令和３年４月１日
宇都宮市理財部契約課

建設工事の前金払の使途拡大の継続について

地方自治法施行規則の一部が改正され、建設工事の前金払の使用に関して、前金払をなすことができる範囲が拡大され、本市においても平成２８年度契約工事から適用してきたところですが、今般、国土交通省が当該使途拡大の特例措置を継続することを踏まえ、本市においても当該措置を継続することといたしますので、お知らせいたします。

１ 変更内容

建設工事請負契約書約款第３８条に定める前払金の使用に関して、前金払をなすことができる範囲を拡大（中間前払金を除く。）し、次のとおり適用します。

現 行	改 正
平成２８年９月１日以降に契約を締結する案件から令和３年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和３年３月３１日までに払出しが行われるものに適用する。	平成２８年９月１日以降に契約を締結する案件から <u>令和４年３月３１日</u> までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、 <u>令和４年３月３１日</u> までに払出しが行われるものに適用する。

２ その他

平成２８年４月１日から令和３年３月３１日までの間に契約を締結した案件についても、変更契約の締結により、今回の前金払の使途拡大の特例の適用を受けることができるものとします。